



「これって労働時間？」～迷いやすい場面と判例で確認！ 会社が押さえておきたい判断のポイント～

《今回の記事は、雨宮が担当しました。》

労働時間は、その時間に会社の指示や拘束が行われていたか等の実態で判断されます。明確な指示がなくても、実際には断れない・業務上やらざるを得ない場合は、労働時間と判断されることがあります。ポイントを整理しましたので『これは労働時間？』と迷う場面がないか、以下の例示を参考に、まずは自社の働き方を確認してみましょう。

こんな場面ありませんか？

CASE 1 研修・教育訓練

「自由参加」なら労働時間ではない？

【労働時間にならない例】

業務上の義務がなく、本人の自由意思で参加でき、参加しなくても不利益がない場合

【労働時間になる例】

参加を指示されている、欠席すると不利益がある、後日レポート提出を求められる等、実質的に参加を求められている場合

確認ポイント

「自由参加」といいながら、上司が「業務上、出ておいた方がいいよ」等、断りにくい声掛けをしていませんか。



CASE 2 仮眠・待機時間

何もしていない時間は全て休憩になる？

【労働時間にならない例】

仮眠中に電話対応等の必要がなく、実際の業務もなく、自由に過ごせる場合

【労働時間になる例】

緊急の知らせや電話があればすぐ対応することを求められ、自由にその場を離れられない場合

確認ポイント

その時間は「労働から解放されている」といえる状態ですか。



CASE 3 始業前・終業後

早く来ている時間や残業申請せずに残っている時間は全て労働時間になる？

【労働時間にならない例】

交通混雑を避けるため本人が自主的に早く出社し、始業まで自由に過ごしている場合、仕事が終わった後も談笑等している場合

【労働時間になる例】

制服への着替え、朝礼、清掃、開店準備、終業後の片付け等を会社が実質的に求めている場合

確認ポイント

「始業前・終業後」にその仕事や作業を行わないと、通常の業務が回らない状態になっていませんか。



CASE 4 直行直帰・出張の移動

移動時間は全て労働時間になる？

【労働時間にならない例】

移動中に業務の指示を受けず、仕事もしていない場合や遠方に出張の為、休日に移動して前泊する場合

【労働時間になる例】

移動中のノートパソコン等での資料作成や運搬そのものが業務である場合

確認ポイント

「移動中」に仕事の指示をしていませんか。



「労働時間だった」と分かったら？

未払いの賃金、残業代があれば、過去分の支払いが必要になることもあります。放置せず、実態を確認し、必要な精算と運用の見直しを進めます。

- ① 勤怠・PC ログ・入退館記録等で実態確認
- ② 対象時間・対象者・期間を整理
- ③ 不足賃金を計算し、必要な支払いを行う
- ④ 原因となったルール・現場運用を見直す

※未払いがある場合、賃金の支払日を起算として 3 年前に遡って請求されるリスクがあります。

判断に迷ったら、まずはお気軽にあおば事務所へご相談ください。

どんなきっかけで見つかるの？

- ① 労働基準監督署の定期・計画的な調査
- ② 従業員・退職者からの相談や申告・情報提供
- ③ 社内で勤怠を見直した際に発見

※①では労働時間が適正に把握されているか、下記の客観的な記録と実際の働き方にズレがないか確認されます。

- ・タイムカード・勤怠システム
- ・IC カードなどの入退館記録
- ・パソコンのログイン・使用時間
- ・残業申請や自己申告と記録とのズレ



「勤怠上の時間」と「実際に働いていた時間」が合っているか、日頃から確認しておくことが大切です。

判例で比較！
結論が分かれたポイント

労働時間と認められた例	労働時間と認められなかった例
三菱重工長崎造船所事件（最高裁 平成 12 年 3 月 9 日）	日本工業検査事件（横浜地裁川崎支部 昭和 49 年 1 月 26 日）
作業服・保護具の着脱等を所定の場所で行うよう会社が求めていたことなどから、使用者の指揮命令下にある時間として労働時間に当たると判断されました。	地方の現場へ出張に伴う往復時間について、通常の通勤時間と同じ性質のものとして、労働時間には当たらないと判断されました。 ※ただし、出張先で実際に行った作業時間は別です。

ポイント！：「勤務時間外だから対象外」ではなく、会社がその時間の行動をどこまで指示・拘束していたかの「実態」で判断されます。

お知らせ ～地域別最低賃金の改定状況～

令和 8 年度の中央答申の引上げ目安は A ランク 54 円、B・C ランク 56 円です。地方答申では埼玉県は 55 円の引上げで 1,196 円とし、発効日は 10 月 1 日で検討されています。

正式な地域別最低賃金額と発効日は、各都道府県で審議中です。

決定次第、あおば事務所からお知らせいたします。